

## 第 6 画像診断 CT 撮影及び MRI 撮影の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 8 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 71 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 8 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 8 号）

告示	通知
<p><b>4 CT 撮影及び MRI 撮影の施設基準</b></p> <p>(1) 通則</p> <p>当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(2) 64 列以上 128 列未満及び 128 列以上のマルチスライス型の機器による CT 撮影及び 3 テスラ以上の機器による MRI 撮影に関する施設基準</p> <p>イ 画像診断管理加算 2、画像診断管理加算 3 又は画像診断管理加算 4 に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>ロ 専従の診療放射線技師が 1 名以上配置されていること。</p> <p>(3) CT 撮影の注 8 及び MRI 撮影の注 6 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>(1)に掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の 1 割以上であること。</p>	<p><b>第 34 CT 撮影及び MRI 撮影</b></p> <p><b>1 CT 撮影及び MRI 撮影に関する施設基準</b></p> <p>(1) 128 列以上、64 列以上 128 列未満、16 列以上 64 列未満若しくは 4 列以上 16 列未満のマルチスライス CT 装置又は 3 テスラ以上若しくは 1.5 テスラ以上 3 テスラ未満の MRI 装置のいずれかを有していること。</p> <p>(2) 128 列以上若しくは 64 列以上 128 列未満のマルチスライス CT 装置又は 3 テスラ以上の MRI 装置においては、画像診断管理加算 2、3 又は 4 に関する施設基準の届出を行っていること。</p> <p>(3) 128 列以上若しくは 64 列以上 128 列未満のマルチスライス CT 装置又は 3 テスラ以上の MRI 装置においては、CT 撮影に係る部門又は MRI 撮影に係る部門にそれぞれ専従の診療放射線技師が 1 名以上勤務していること。</p> <p><b>2 CT 撮影の注 8 及び MRI 撮影の注 6 に規定する施設基準</b></p> <p>CT 撮影及び MRI 撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について、別添 2 の様式 37 に定める計算式により算出した数値が 100 分の 10 以上であること。</p> <p><b>3 届出に関する事項</b></p> <p>(1) CT 撮影及び MRI 撮影の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 37 を用いること。</p> <p>(2) 当該撮影を行う画像診断機器の機種名、型</p>

	<p>番、メーカー名、テスラ数（MRI の場合）を記載すること。</p> <p>(3) CT 撮影及び MRI 撮影に係る安全管理責任者の氏名を記載し、CT 撮影装置、MRI 撮影装置及び造影剤注入装置の保守管理計画を添付すること。</p>
--	--